



今月のニュース

12月29日(木)・30日(金)に、『燃やせるごみ』のみを特別に収集します。午前8時30分までに、ごみ収集所へ出してください。
また、大掃除などに伴う大量のごみは収集所には出せませんので、『ごみの分け方・出し方』を確認の上、深谷清掃センターへ直接搬入してください。
※29日(木)・30日(金)の2日間は、深谷清掃センターへの直接搬入は、

年末年始ごみの特別収集

●問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)、深谷清掃センター(☎571-0799)

月	火	水	木	金	土	日
12/19 通常収集	20 通常収集	21 通常収集	22 通常収集 (資源物)	23 通常収集	24 収集なし	25 収集なし
← 直接搬入できます →						
26 通常収集	27 通常収集	28 通常収集	29 特別収集 ※燃やせるごみのみ	30 特別収集 ※燃やせるごみのみ	31 収集なし	1/1 収集なし
← 直接搬入できます →						
1/2 収集なし	3 収集なし	4 特別収集 ※燃やせるごみのみ	5 通常収集 (資源物)	6 通常収集	7 収集なし	8 収集なし
			← 直接搬入できます →			

混雑が予想されます。できる限り27日(火)までの搬入にご協力ください。
※熊谷衛生センター、江南清掃センターにも、29日(木)・30日(金)に直接搬入できます。詳しくは、各センターへお問い合わせください。
■熊谷衛生センター(☎532-2021)
■江南清掃センター(☎536-5745)
深谷清掃センターへの直接搬入
受付時間 午前8時30分～午後4時
搬入できる物 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物・有害ごみ
※正しく分別して搬入してください。
受け入れ料金(家庭のごみ) 50kg以下は無料、50kgを超える部分は10kgにつき10円
※12月29日(木)・30日(金)は、深谷清掃センターへお問い合わせください。
し尿・浄化槽のくみ取り
年末年始のし尿・浄化槽のくみ取りは、下表の通りです。早めに各清掃業者へ申し込みください。

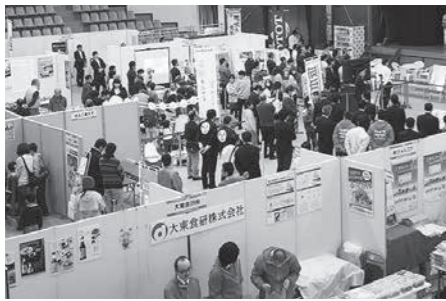
年末	年始	申し込み・問い合わせ
くみ取り最終日	くみ取り開始日	
12月28日(水)午後4時30分まで ※早めに申し込みください。	平成29年1月4日(水)	申し込み 各清掃業者へ ※詳しくは、市ホームページ(☒『深谷市し尿・浄化槽くみ取り』で検索)をご覧ください。 問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)

『第2回深谷ものづくり博覧会』出展事業者募集

●問い合わせ 商工振興課(☎577-3409)



▲第1回深谷ものづくり博覧会の様子



▲第1回深谷ものづくり博覧会には約30社が参加しました

深谷市には、独自の技術や製造で、全国的に有名な企業が多数存在します。
こうした市内製造業を中心に、市民への認知度向上を図り、市内企業への理解を深めてもらうとともに、求職者が就職先の候補として、市内企業を選択できるような状況を創り出すため、企業展示会『深谷ものづくり博覧会』を開催します。
とき ●平成29年3月26日(土) 午前10時～午後4時
ところ ●埼玉工業大学体育館 および30号館
内容 ●市内企業による自社製

品の展示・販売、各社製品の特性を生かした技術を体験するイベント
出展事業者を募集します
深谷ものづくり博覧会へ出展する事業者を募集します。
対象 ●市内に事業所を構える企業で、工業製品や商品などのPR・展示・販売を目的としているもの
参加料 ●ブース5000円
HP ●ホームページ(☒)『深谷ものづくり博覧会』で検索
から申込用紙をダウンロードし、12月27日(火)までに問い合わせ先へ
※申し込み多数の場合は抽選となります。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

「存じていますか? 障害基礎年金」

国民年金の加入中などに初診日がある病气やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日)に、国民年金法で定める障害等級の1・2級に該当した場合は、障害年金を受け取ることが出来ます。ただし、初診日の前日、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(納付猶予・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります(初診日が平成38年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)。
なお、20歳前に初診日がある病气やけがによって障害の状態になったかたは、障害等級の1・2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以降の場合には障害認定日から)

保険料納付要件

